

令和5年 第7回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和5年9月25日(月) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	—	—
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	—
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	農業経営基盤強化促進事業について
	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	小川 英一郎
	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当主査	小島 春樹
	農地調整担当主事	益子 智渚
	農地調整担当主事	杉本 花英

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

今月につきましても引き続き、アルコール消毒の実施や換気などに注意をし、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、11名でございます。欠席委員は、2名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第7回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「7番 深井一郎委員」と「9番 飯塚信利委員」を指名します。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明お願いいたします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

申請地は、■■■■■■■■■■の畑1筆で面積は86㎡でございます。

申請者は■■■にお住まいの方です。転用目的は「住宅の敷地拡張」です。なお、こちらは「転用追認」の案件となります。「転用追認」とは、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和45年8月以前から地目が田畑の土地を、住宅敷地など農地以外の用途として使用していたと認められた場合、許可申請を認めるものです。農地法第4条の許可申請は自己転用ですので、権利移転は発生せず、地目が宅地に変更となります。

詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご覧ください。

本申請の経緯ですが、申請地は隣接している既存建物と一体的に住宅敷地として都市計画法上の区域区分が決定された昭和45年以前から利用されていたことが確認できたため、「当初除外」が認可され、今回転用追認の申請に至った次第です。

申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■■■■の南東に位置しております。公図で見ますと、このような形になります。隣接する農地が2筆ございますが、申請者の所有農地であるため問題はございません。

続きまして、「土地利用計画図」をご覧ください。今回は転用追認の案件であ

り、地目を畑から宅地へと変更する手続きとなりますので、申請地内での新規の土地利用計画はございません。

現況についてはこちらの写真をご覧ください。

なお、今回は第4条の申請ですので、申請者の所有農地を確認する必要があります。

<所在地の確認>

所有農地のうち1筆に建物が建っておりますが、こちらは農業用倉庫のため違反ではございません。その他の農地につきましてもいずれも違反等はありません。周辺営農への影響は建築計画を伴わないため、問題はございません。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、この件につきましてご審議お願いいたします。

(■番 ■■委員)

先程、会長と■■委員、事務局と確認して参りました。転用追認ということで特に問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明お願いいたします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

申請地は、字■■■地内の田2筆で、面積は合計893㎡でございます。譲受人は春日部市内にお住まいの方で、譲渡人は神奈川県川崎市にお住まいの方です。転用目的は「自動車修理工場用地」です。権利の移転形態は、「所有権の移転」となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、譲受人は現在宮代町内にて自動車の钣金塗装業を営んでおりますが、今後事業を拡大し、様々なニーズに対応できるようにするために、新たに工場を建設することになりました。建設地については、長年営業してきた宮代町で引き続き営業したい気持ちがあったため、町内で探していたところ、本申請地が譲受人の希望に合った土地だったため、今回の申請に至りました。

なお、こちらは令和4年9月14日付けで除外が認可されております。

申請地の位置については、「案内図」をご覧ください。■■■■■の北西に位置しており、県道■■■■■線に面した場所です。公図で見ますと、このような形になります。

続きまして、「土地利用計画図」をご覧ください。

農地や道路と隣接する部分については被害防除策として新設コンクリートブロックやスチールフェンスを設置する予定です。排水については、合併処理浄化槽を経由し、東側の用水路に放流する予定です。

現況については、こちらの写真のとおりです。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は「第2種農地」に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、ご審議お願いいたします。

(■番 ■■委員)

先程、会長、■■委員そして事務局の方と現地を確認して参りました。特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第4・議案第18号「農業経営基盤促進事業について」を上程いたします。今月は新規の案件が1件、更新の案件が1件ございます。全案件の説明終了後、まとめてご審議願います。それでは、事務局説明お願いいたします。

(事務局)

それでは新規案件についてご説明いたします。お手元の議案書をご覧ください。

今回の申請地は■■■■■■■■■■にある田1筆です。権利の設定を受けるのは、宮代町■■■■■■地内にお住まいの方で、現在の耕作面積が190.32a、今回新たに利用権を設定される面積は1,834㎡です。設定する権利の種類は使用貸借権で、期間は令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間です。

新規案件の説明は以上になります。

(会長)

それではまず新規案件についてご審議お願い申し上げます。ご意見ないようでございますので、新規案件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということですので、この件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして更新案件につきましてご審議お願い申し上げます。ご意見ないようでございますので、更新案件につきまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということですので、この件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第5「報告事項」について、事務局報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。今月は各種届出の締め日が9月11日となっております。11日までに5条届出が3件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項でございます。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和5年第7回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和5年9月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____